平成２９年（フ）第５６７号
埼玉県川越市大字大袋新田537番地４
破産者　田中みよ子
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８２号
埼玉県飯能市新町２番７号　ガーデンハイツ桜井Ａ－203、前住所埼玉県飯能市大字中居44番地11
破産者　鷲見奈津美（旧姓田形）
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９７号
埼玉県本庄市四季の里３丁目８番１号
破産者　てまりやこと　君波　道子
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８９号
神奈川県小田原市中里５番地の５　マリナスパジオ203号室
破産者　丸子　哲也
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７４号
新潟県新潟市中央区関屋金衛町１丁目229番地　フジハイツ１Ｆ、開始決定時の住所新潟県阿賀野市西岡179番地
破産者　阿部　直子
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第９５号
長野県埴科郡坂城町大字網掛1569番地
破産者　小宮山友孝
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４７号
静岡県浜松市東区有玉北町48番地鈴木荘303号室
破産者　山崎　浩樹
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４４号
静岡県浜松市南区石原町45番地の４
破産者　森　　賢一
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６２８号
名古屋市中区千代田２丁目７番26号　日動千代田ビル502号、住民票上の住所名古屋市中区金山２丁目14番９号　ルミエール金山506号
破産者　大城戸里美
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４２号
名古屋市熱田区千年２丁目31番１号　コーポカギヤ302号
破産者　日野　秀紀
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３９号
名古屋市緑区砂田１丁目518番地
破産者　橋本　文夫
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４０号
名古屋市緑区砂田１丁目518番地
破産者　橋本　永子
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１９号
和歌山市新庄43番地、開始決定時の住所和歌山市鳴神689番地３　クラウンハイツ鳴神Ⅱ203号室
破産者　西川　隆之
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７５号
和歌山市中之島1739番地
破産者　山本　　隆
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７０４号
広島市南区向洋新町１丁目18番46号
破産者　山本　洋司
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０５号
広島市南区向洋新町１丁目18番46号
破産者　山本加代子
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６０号
広島市東区光町２丁目７番32―401号
破産者　高　　数江
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
山口市平井695番地１、開始決定時の住所山口県下関市菊川町大字上田部635番地13
破産者　中島　　淳
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

第明治三十五種郵便物認可